

雑 則	面積、高さ及び階数の算定
	法第92条、令第2条第1項第六号ロ、同項第八号

建築物の屋上部分の高さ及び階数の算定

「階段室・昇降機塔・装飾塔・屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分」に該当するものは以下の通りとする。

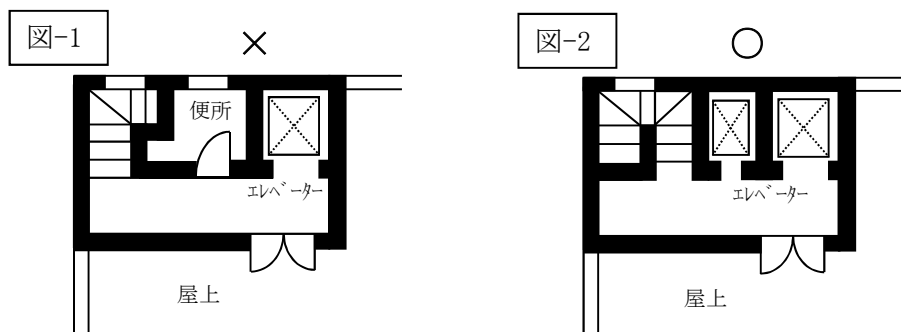
【その他これらに類する建築物の屋上部分】

- (1) 昇降機の昇降ロビー（通常の昇降に必要な規模程度に限る）
- (2) 吊り上げ式自動車車庫の機械室等で、屋上に設けることが適当であるもの
- (3) 雪下ろし塔屋
- (4) 時計塔・教会の塔状部分
- (5) 建築設備
 - ①高架水槽（周囲の目隠しを含む）
 - ②キュービクル等の電気設備機器
 - ③クーリングタワー等の空調設備機器

《太陽光発電設備について》

太陽光パネル以外の屋上部分との建築面積の合計が8分の1以下、かつ、建築基準関係規定に適合した場合は、令第2条六号ハとして扱う。

(1) の例



上記の部分に該当しない用途が含まれた図-1 は高さ及び階数に算入され、図-2 は算入されない。

技術的助言等	
参考資料等	基準総則・集団規定の適用事例 2022年版 P107